

公職選挙法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（選挙権）

第九条 日本国民で年齢満十八歳以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満十八歳以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 「略」

（被登録資格等）

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八歳以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出

（選挙権）

第九条 日本国民で年齢満二十歳以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十歳以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5 「略」

（被登録資格等）

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十歳以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出

現行

をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2～4 「略」

（在外選挙人名簿の被登録資格）

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。）で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しその者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域（在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しそ者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の

をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

2～4 「略」

（在外選挙人名簿の被登録資格）

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。）で、在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満二十以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関しそ者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の

市町村の選挙管理委員会（その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2・3 「略」

（年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止）

第百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

（未成年者の選挙運動の禁止）

第百三十七条の二 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（選挙権）

第十八条 日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

現行

（選挙権）

第十八条 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（欠格者）

第八十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 年齢満十八年末満の者

二 「略」

254 「略」

現行

（欠格者）

第八十七条 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 二十一年未満の者

二 「略」

254 「略」

○農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（委員の選挙権、被選挙権等）

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢満十八歳以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

一〇三　〔略〕

25

（委員の選挙権、被選挙権等）

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十歳以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

一〇三　〔略〕

25